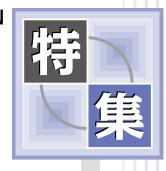
### 地域制度としてのASEAN



# ASEANと市民社会

ASEAN諸国の市民社会には、近年二つの顕著な進展が見られる。ひとつは地域つの顕著な進展が見られる。ひとつは地域の一年代後半から「ASEAN人権メカニズムのための作業グループ(Working Group for an ASEAN Human Rights Mechanism)」やASEAN Human Rights Mechanism)」やASEAN Feople's Assembly: APA)などを通して市民社会のネットワークは形成されてきた。その傾向は現在、一層多面化し、顕在化している。

もうひとつの傾向は、ASEAN共同体構築にいかに関与し、自らが蓄積してきた知見にいかに関与し、自らが蓄積してきた知見にいかに関与し、自らが蓄積してきた知見にいかに関与し、自らが蓄積してきた知見をったことである。つまり、ASEAN共同体という将来像に向けて、とくにこの数に、市民社会の地域的ネットワークが活性

は受動的反応にとどまらない。むしろ、Aを掲げたことへの反応である。ただ、それ年までにASEAN共同体を構築する目標これは明らかに、ASEANが二○一五

EAN人権機構」として内部化された。 SEAN共同体のあるべき規範、秩序、政 策を先取りする形でASEAN側に提示し でいく能動的対応である。たとえば、AS EAN憲章を策定する過程において、「憲 章草案策定のための高級タスク・フォース」 は、市民社会団体とも協議を重ねた。とく は、市民社会団体とも協議を重ねた結果、 業グループ」とは緊密な協議を重ねた結果、 でいく能動的対応である。たとえば、AS EAN人権機構」として内部化された。 とく

一方、ASEAN公認NGOの資格をもつASEAN。 国際問題研究所連合)も、二〇〇〇年代に 国際問題研究所連合)も、二〇〇〇年代に なると、「市民志向(people-oriented)の なると、「市民志向(people-oriented)の なると、「市民志向(people-oriented)の なると、「市民志向(people-oriented)の と」もASEANの目的のひとつとしてA SEAN憲章が策定された。このように、 ASEAN憲章が策定された。このように、 ASEAN憲章が策定された。

展である。そこで、以下には、ASEANの関係を考えるうえで、興味深い近年の進これは、今後のASEANと市民社会と

望について記していきたい。のような意義があるか、またその限界や展クを類型化して、とくに近年の類型にはど地域レベルに展開する市民社会ネットワー

## トワークの概観と現状

関する東南アジア地域組織」などの団体も EAN・NGO連合」や「共同体と教育に であるが、なかには「高齢化に関するAS に増えている。その多くは専門家団体連合 ASEAN公認の市民社会団体は五一団体 げられている。<br />
それから二十数年後の現在、 家団体と五つの社会文化団体がリストにあ 界や業界団体を除けば、一一の学会・専門 N公認NGOは二四団体あり、そのうち財 年代半ばの文献によると、当時のASEA 認市民団体のカテゴリーもある。一九八○ どの経済界の組織とは別に、ASEAN公 PA)、業界団体連合や生産者団体連合な 前者には、ASEAN国会議員連盟(AI を持つものと、そうでないものとがある。 分類としては、ASEAN公認団体の資格 ASEAN諸国の市民社会は、形式的な

### 地域制度としてのASEAN



か興味深いことである。 ロジェクトに、どのような貢献ができるの社会文化共同体」に向けたASEANのプある。こうした団体は、今後「ASEAN

うかは実際にはあまり意味がない。類型化 見る際に、ASEAN公認団体であるかど て様々な政策提言を行ってきた。そうした だけでなく、ASEANの公式会議に向け 果を刊行することにより、ASEANに関 は、ASEANに関連する研究や議論の成 る。ジャカルタのCSISが中心になり、 るASEAN・ISISはその代表格であ グループである。ASEAN公認団体であ 別すると、ASEANの市民社会は、大き ほうが重要である。そこで、担い手から大 するなら、むしろ担い手と活動目的で見る の典型として研究者の関心を集めるように 政策提言活動は、「トラック2アプローチ する知識を国際社会に提供している。それ 八四年に結成されたこのシンクタンク連合 く四つのタイプに分けることができる。 第一のタイプは、シンクタンクや知識人 しかし、ASEANと市民社会の関係を

の非公式なグループであるが、アテネオ・ウィーンで開催された世界人権会議を契機 ウィーンで開催された世界人権会議を契機 するNGO活動家が「ASEAN人権メカ ニズム」の構築を提唱してワーキング・グ ループ(WG)を結成した。それは少人数 ループ(WG)を結成した。それは少人を かっま公式なグループであるが、九三年に

> 級事務レベル会議に提出した。それはロ デ・マニラ大学のカルロス・メディナ(Carlos あり、メディアを通した知的啓蒙活動で 権機構の制度設計に向けた規範の明文化で ビー活動というより、むしろASEAN人 立条約案」をとりまとめて、ASEAN高 EAN高級事務官レベルと会合して、二〇 を展開した。彼らは九六年からは毎年AS 議長となり、ほぼ毎年定期的にWGの活動 hon )教授とインドネシアのダルスマン ロンコン大学のヴィチット(Vitit Muntarb Medina)教授が事務局担当となり、チュラ わたる継続的な活動の成果であった。 る規定が含まれたのは、このWGの長期に あった。ASEAN憲章に人権機構に関す ○○年七月には「ASEAN人権委員会設 (Marzuki Darusman)元検事総長が共同

ISIS が結成したAPAである。○○ISIS が結成したAPAである。○○ISIS が結成したAPAである。○○ the people, by the people, for the people, corented)のASEANの会合に市民の代弁者がいなかったことの是正であり、ASEANでinted)のASEAN」という規範であった。それはその後、APAを通して新しいた。それはその後、APAを通して新しいた。それはその後、APAを通して新しいた。それはその後、APAを通して新しいた。それはその後、APAを通して新しいた。それはその後、APAを通して新しいた。それはその後、APAを通してASEANを進展目的)に、「市民志向のASEANを進展

ルとなった。 でせること」が明記された。この「市民志 を連にASEANの様々な市民社会の会合 に影響を及ぼし、地域的ネットワークが形 成される勢いをつけた。その意味で、AP AはASEANの市民社会の先駆的なモデ

Partnership for Development of Hument: Forum Asia)」とマニラにある「ア rum for Human Rights and Developvocacy:SEACA)」である。その他にも (South East Asian Committee for Ad-ドボカシーのための東南アジア委員会 にある「フォーラム・アジア(Asian Fo 事務局運営を担っている団体は、バンコク 〇が参加するネットワークであるが、その 広汎に扱ってきた知名度と実績のあるNG グローバル化に関連する社会経済問題等を している。SAPAは、人権、開発および cy)である。その参加団体は現在百を越 三五のNGOが集まって発足したSAPA 年二月にバンコクで地域的な活動網を持つ ワークを多数結成した。その典型は、○六 て、ASEANレベルの市民社会ネット の問題に直接関わってきたNGOが連携し 意識から、人権、農村開発や人の移動など 主導型(と見られた)APAに対する対抗 自由主義的なグローバル化推進派で知識人 ASEAN・NGOの資格をもつ Asian (Solidarity for Asian People's Advoca-第三に、APAに刺激され、あるいは新

man Resources in Rural Asia: Asia-DHRRA)、Focus on the Global Southや Third World NetworkなどがSAPAの発足時からの中心団体である。

社会文化 (caring and sharing social my)」および「思いやりのある分かち合う 衆志向の経済(People-oriented econo culture)」を基本原則としている。 をとりまとめた。それはASEAN憲章に 動をしている。最近SAPAは、ASEA 対象にした分析と情報収集、政策提言の活 性・こどもの人権、移住労働者などの人権 対抗して、「市民志向のASEAN」と「民 れたもの」と批判し、「ASEAN市民憲章 いかに対処すべきかという観点から論じら N憲章を逐一分析して、同憲章は「政府は グ・グループ」を結成して、ASEANを に「ASEANに関するSAPAワーキン アまでを対象に活動しているが、それと別 について、地理的には南アジアから東アジ SAPAはASEANだけに限らず、女

したASEANからの認知を受けた形で、 こうした代替構想を提示する一方で、S APAは過去三年ほど、ASEAN閣僚会 AN市民社会会議」などを開催している。 今年二月には、ASEAN閣僚との会合や スリンASEAN事務局長とも会合して、 ASEAN共同体の実現には、ASEAN ASEAN共同体の実現には、ASEAN という認識を共有したと発表された。こう という認識を共有したと発表された。

> させることを目的としている。このように 開設した。それは、市民社会にとって必要 センター (ASEAN People's Center)\_ SAPAは今年初めから「ASEAN市民 与していた。 化共同体 (ASCC) の青写真 (Blueprint) 体の三つの柱のうちのASEAN政治安全 トワークである。そこで、ASEAN共同 SAPAはASEAN共同体構築のために 対する市民社会団体の政策提言能力を向上 な A S E A N 情報 を 発信 し、 A S E A N に をジャカルタの中心部にあるビルの一階に を策定するための対話にも、SAPAは関 保障共同体(ASC)とASEAN社会文 ナーとなることを意図して結成されたネッ ASEANの市民社会団体が重要なパート

第四の注目すべき活動を展開しているのは、ASEAN Inter-Parliamentary Myanmar Caucus(AIPMC)である。これはAIPAはASEAN Inter-Parliamentary Assembly)とは別のグループである。AIPAはASEANを国の議会である。AIPAはASEANを国の議会が、AIPMCはミャンマーの民主化問題が、AIPMCはミャンマーの民主化問題に関して情報を提供し、政策を提言するために〇四年に結成された国会議員有志によめに八四年に結成された国会議員有志によめに八四年に結成された国会議員有志によめに八四年に結成された国会議員有志によめに八四年に結成された国会議員有志によめに八四年に結成された国会議員有志によめに八四年に結成された国会議員でいる。この事務局はクアラルンプールしている。この事務局はクアラルンプール

of Burma:NCGUB)」と共催で会議を開 統性を付与する手段となっている。 章は、軍政に対する彼らの要求に新たに正 いられている彼らにとって、ASEAN憲 ることを強調している。長年亡命生活を強 軍政にASEAN憲章を遵守する義務があ 義の促進が明記されていることに言及して、 条で民主主義、基本的人権の保障や社会正 れた。彼らは、ASEAN憲章の第一、二 選挙への対応について真剣な議論が展開さ あり、来年ミャンマーで予定されている総 の指導者もあわせて、約四〇人の参加者が いた。そこでは、タイ在住のビルマ人団体 tional Coalition of Government Union 成される「ビルマ連邦民族連合政府(Na-ビルマ人政府指導者や元国会議員等から構 年八月にAIPMCはジャカルタで、亡命 ルの現職議員の十数名が参加している。今 にあり、インドネシアとタイ、シンガポー

AIPMCは、タイ在住の反軍政ビルマ 人団体やその支援NGOとは一線を画して 体およびその支援団体とのグローバルな 体およびその支援団体とのグローバルな 本ットワークを持ち、それぞれの政府や国 会とは別に、軍政に対して民主化を要求し、 会とは別に、軍政に対して民主化を要求し、 ASEANにはそのための政策提言を行っ ている。これも広い意味で、ASEANに おける市民社会ネットワークのひとつであ おける市民社会ネットワークのひとつであ る。

市民社会ネットワークの類型とそれぞれがこれまで記してきたASEANレベルの

### ASEAN地域レベルの市民社会ネットワークの類型

式 I AOLAN ペプレー・ハンドル にムインドン ノン	
市民社会ネットワーク	強調する規範概念
ASEAN公認市民社会団体	ASEAN
ASEAN-ISIS*	"people-oriented" ASEAN
Working Group for an ASEAN Human Rights Mechanism	ASEAN人権機構
Forum Asia SEACA AsiaDHRRA** Focus on the Global South Third World Network など  SAPA  ASEAN Civil Society Conference ASEAN People's Center ASEAN People's Forum	人権、民主主義、持続可能な開発 "People-oriented economy" "Caring and Sharing Social Culture" ASEAN共同体構築への参加
AIPMC	ミャンマーの民主化

(出所) 筆者作成。

|/ 単句||F成。 矢印の左にある団体は、右 にあるネットワークの主要 な企画・組織者を表す。 \*ASEAN公認学術研究団体 \* \* ASEAN公認市民社会団体

いる。 先の開発路線を主張しており、これは「A 向の経済」は、FTAに反対し地域経済優 調する規範概念の多くが、ASEAN憲章 きた。その際に掲げられた「市民志向のA ク2アプローチ」を通して、冷戦後のAS になる。ASEAN・ISISは「トラッ SEAN市民憲章」では骨子にあげられて に採択されていることがわかる。なお、S PAからSAPAまでの市民社会団体が強 言活動へと進展している。また、表1のA SEAN」という規範は、さらにSAPA た一方で、APAの開催を通して、 EANをハブとする地域秩序形成に貢献し 強調する規範概念をあげると、表1のよう APAグループの一部が主張する「民衆志 ASEAN共同体構築への参加に向けた提 に関連する多様な市民社会団体によって、 ANと市民社会団体との接点を制度化して A S E

第二に、それは規範にとどまらず、 民社会の活動が、こうした国内統治のあり が人権や民主主義、法治主義などをASE 方に関わる規範をASEAN共通の規範と がそれに柔軟に対応したこともあるが、 活性化があった。もちろん、ASEAN側 ANの原則として明示するに至った背景に して内部化させる役割を担ったといえる。 評価として、第一に、「ASEAN憲章 最近のこうした市民社会の提言活動 市

> 側に対する提言活動として展開しており、 に政策化し制度化させるためのASEAN 市民センター」も開設された。 を監視することを目的とした「ASEAN ASEANとの接点を制度化し、 その活動

地域的ネットワークがASEANとどのよ C)の構築に向けて、こうした市民社会の くに、ASEAN社会文化共同体(ASC としてのASEAN市民社会ができつつあ 的・社会的格差の改善にとって重要な課題 うな関係を築いていくかは、地域内の経済 に参加協力することが期待されている。と 域内の社会的隔絶は重大な問題である。市 はない。規範と現実の乖離や、ASEAN ではなく、こうした市民社会団体の活動は 的、人的に広汎なつながりをもっている。 るが、彼らは実は、それぞれの国内に組織 手段とする都市中間層のネットワークであ る。一見すると、それは英語を唯一の通信 真」でも、ASEANの具体的プログラム 民社会団体は、「ASEAN共同体の青写 ASEAN社会の一部ではあるが、全体で な公共政策の提言について議論する公共圏 て規定するのは国家である。しかし、その 方で、規範と問題認識を共有し、 しかし、規範の明示化は、現実そのもの 市民社会の活動を法律や税制などを通し この点は別稿で検討することにし

しゅとう もとこ/筑波大学教授

### 《参考文献・ウェブサイト》

- (a) Mely Caballero-Anthony, Regional Secu-Donald K.Emmerson ed., Hard Choices, Studies, 2009 Singapore: Institute of Southeast Asian rity in Southeast Asia: Beyond the ASEAN
- ASEAN Charter, Singapore: World Scientific Publishing Co., 2009. Walter Woon eds., The Making of the

Asian Studies, 2005.

Way, Singapore: Institute of Southeast

- The ASEAN Secretariat, Roadmap for an ASEAN Community 2009-2015, Jakarta: The ASEAN Secretariat, 2009
- ⑤ASEAN Inter-Parliamentary Myanmar Caucus (AIPMC), www.aseanmp.org
- Solidarity for Asian People's Advocacy ©Asian Forum for Human Rights and http://www.forum-asia.org Development(Forum Asia)
- ⊗Southeast Asian Committee for Advocacy (SEACA), www.seaca.net

(SAPA), www.asiasapa.org